宇津雅美被告人に関する公判 (令和6年6月4日)

令和6年6月4日作成

既に暴行、暴力行為等処罰法律違反に関しては審理対象となっているが、悠生君の命を奪ったことに関する業務上過失致死に関する冒頭陳述(令和6年3月26日付け公訴事実)が本日(令和6年6月4日)、大阪地方裁判所にて行われた。

冒頭陳述では以下内容の冒頭陳述が検事よりなされた。

- 1. 犯行に至る経緯及び犯行状況
- 2. 被害者について
- 3. 被告人と被害者の保護者との取り決めについて
- 4. 本件以前に発生した被害者の飛び出し等の事例について
- 5. 他の事業所等の介助状況について
- 6. 被告人の過失について
- 7. 本件事故状況について

上記内容に関し、宇津雅美被告人も、宇津雅美被告人の担当弁護士も事実関係に関し、およその部分は「間違いありません」と認めたが、一部、認めなかった箇所があった。この認めなかった箇所の詳細は不明であるが、恐らく、悠生君の命を奪った当日の尾崎篤史(悠生君の命が奪われた時に担当していた送迎担当者であり、既に業務上過失致死罪が確定している)の行動に関し、宇津雅美被告人が、嘘の説明を警察などにするよう指示したという事実に関して認めなかったものと思われる。

また本日の公判で、この状況においてもまだ重大な嘘をアルプスの森(代表:宇津慎史)がついていた事が新たに判明した。

(新たに判明した宇津雅美被告人がついていた重大な嘘に関する内容)

平成30年3月に悠生君が送迎時に車外に飛び出し、施設北側の川に飛び込む事例が発生している。この時もアルプスの森の職員は1名のみで対応。車のドアを開放したまま目を離したとのこと。すなわち、悠生君が命を落としてしまった時とほぼ同じ状況をつくっていたことが判明。しかし、この事実は送迎時の事故でなく、散歩中の事故であると虚偽説明を宇津雅美被告人は私達保護者に行った。

→ これは重大な事実隠しであると私達保護者は考えている。散歩中の事故であれば 散歩はしない事で対応すれば安全は確保できる。事実、散歩をしない事は最初の契 約時から決定していた内容であった。その為、当時、散歩は危険であることを再確認し、散歩はしない取り決めの再確認することで対応した。

しかし実際は、送迎時の取り決めを破ったことで発生した事故であった。すなわち宇津雅美被告人は、送迎時の取り決めを契約時、詳細に決定していたにも関わらず、その取り決めを守らなかったことで発生した事故であることを隠蔽した。

さらにはそのような事実を保護者が知れば、施設利用をやめることを認識した 上でそのような事態を避けるために嘘をついたと思われる。

またこの時に実施した安全対策は、嘘の事実の基づき作成されており、事実上、 安全対策としての機能を一切持たなかったことが判明した。

宇津雅美被告人などアルプスの森(代表:宇津慎史)は、悠生君の命が奪われることに至った一連の流れについて、保護者にも自治体(吹田市)へも報告している。その報告内容を持ってアルプスの森(代表:宇津慎史)は、安全対策を充分に講じたとして、悠生君が命を落としたにも関わらず、翌日から通常通りの施設運営を継続していた。しかしながら、現在、上記報告内容の殆どが「嘘」であることが判明している。

すなわち、宇津雅美被告人らはここでも悠生君が死亡に至った状況に関しての「嘘・ 隠蔽」を行い、その「嘘・隠蔽に基づく安全対策」を悠生君の命を奪った直後も変わら ずに行っていたことを意味する。

従って宇津雅美被告人らは、一切、まともな安全対策がなされていない事を承知の上 (危険な状況を放置していることを承知の上)、施設運営を続行していたことが判明して いる。如何に子供の命を宇津雅美被告人らが、軽んじているかが解る。

今後の公判日時は未定。

宇津雅美被告人に関しては本年6月末に別件にて追起訴を予定。

また検事側から本日提出した公訴事実に関し、公訴内容の追加も予定している。